

議案提出書

平成28年3月22日

福島県議会議長 杉山純一様

提出者	福島県議会議員	杉山純一
	同	坂本竜太郎
	同	佐藤義憲
	同	高宮光敏
	同	宮川政夫
	同	矢島義謙
	同	伊藤達也
	同	橋本徹
	同	鳥居作弥
	同	大場秀樹
	同	渡部優生
	同	三瓶正栄
	同	吉田英策
	同	鈴木智
	同	佐藤雅裕
	同	本田仁一
	同	遊佐久男
	同	矢吹貢一
	同	星公正
	同	安部泰男
	同	水野さちこ
	同	椎根健雄
	同	佐久間俊男
	同	紺野長人

同	宮	本	しづえ
同	宮	川	えみ子
同	山	田	平四郎
同	小	林	昭一
同	西	山	尚利
同	勅使	河原	正之
同	長	尾	トモ子
同	桜	田	葉子
同	今	井	久敏
同	高	野	光二
同	円	谷	健市
同	古	市	三久
同	高	橋	秀樹
同	阿	部	裕美子
同	柳	沼	純子
同	渡	辺	義信
同	吉	田	栄光
同	満	山	喜一
同	佐	藤	金正
同	太	田	光秋
同	川	田	昌成
同	宮	下	雅志
同	亀	岡	義尚
同	三	村	博昭
同	神	山	悦子
同	斎	藤	健治
同	斎	藤	勝利
同	佐	藤	憲保
同	遠	藤	忠一
同	小	桧山	善継

同	青	木	稔
同	宗	方	保
同	西	丸	武進
同	瓜	生	信一郎

次の議案を別紙のとおり提出します。

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

提出理由

本県の厳しい財政状況に鑑み、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間、県議会の会派に対し交付する政務活動費月額を減額するため、所要の改正をしようとするものである。

議案第四十八号

福島県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県政務活動費の交付に関する条例（平成十三年福島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 5 平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第三条第一項中「三十五万円」とあるのは、「三十万円」とする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。